

資料編

計画の策定経過

日程	項目	内容
平成 26 年 2 月 14 日～平成 26 年 2 月 28 日	「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の見直しのためのアンケート調査の実施	(1)市内在住の 65 歳以上及び要支援認定 1・2の方を対象 (2)市内在住の要介護認定 1～5の方を対象 ※2調査ともに無作為抽出で、郵送による配布・回収。
平成 26 年 7 月 17 日	第 1 回 和泉市介護保険運営協議会	1. 報告事項 ①平成 25 年度決算見込及び事業報告について ②平成 26 年度予算及び事業計画について ③平成 25 年度各種相談実績報告について ④和泉市高齢者実態調査について ⑤施設整備状況について 2. その他
平成 26 年 9 月 11 日	第 2 回 和泉市介護保険運営協議会	1. 議事 ①第 6 期和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(骨子)について 2. その他
平成 26 年 11 月 13 日	第 3 回 和泉市介護保険運営協議会	1. 報告事項 ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)増床整備事業について 2. 議事 ①第 6 期和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(素案)について ②施設整備状況と新規整備計画(案)について 3. その他
平成 26 年 12 月 25 日	第 4 回 和泉市介護保険運営協議会	1. 議事 ①第 6 期和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)について 2. その他
平成 27 年 1 月 16 日～平成 27 年 2 月 12 日	パブリックコメントの実施	市ホームページ等によりパブリックコメントの募集を行い、意見の聴取。 提出者数 4 人 意見件数 14 件

日程	項目	内容
平成 27 年 3月2日	第5回 和泉市介護保険運営協議会	1. 議事 ①第6期和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)について ②平成 26 年度介護保険事業計画の進捗について 2. 報告事項 ①条例制定等について ②第4圏域地域包括支援センター受託者について 3. その他

和泉市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日
規則第 16 号

(目的)

第 1 条 この規則は、和泉市介護保険条例（平成 12 年和泉市条例第 7 号）第 19 条の規定に基づき、和泉市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (2) 介護保険に関する施策の実施状況の調査に関すること。
- (3) 介護保険に関する重要事項の審議に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 介護に関し、学識又は経験を有する者の代表
- (3) 公益代表
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 12 規則 41・一部改正)

(会長)

第 4 条 協議会に会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第 5 条 委員会の目的をより効率的かつ効果的に遂行するため、委員会に事業所選考部会を設置する。

2 事業所選考部会は、委員のうちから会長が選任する者及び会長をもって組織する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(報酬及び旅費支給等)

第 8 条 委員の報酬及び旅費支給等に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例（昭和 31 年和泉市条例第 22 号）の定めるところによる。

（協議会の庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、介護保険主管課において行う。

附 則

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 24 年度中に委嘱された委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 12 年規則第 41 号）

この規則は、平成 12 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市介護保険運営協議会委員名簿

委員	氏 名	所属団体・役職等
会長	瀧澤 仁唱	桃山学院大学法学部教授
	泉谷 良	和泉市医師会代表(副会長)
	有住 和浩	和泉市歯科医師会代表(会長)
	大谷 美智代	和泉市薬剤師会代表(会長)
	小林 昌子	和泉市議会厚生文教委員会委員長(前任)
	関戸 繁樹	和泉市議会厚生文教委員会委員長(後任)
	森 久住	和泉市議会厚生文教委員会副委員長(前任)
	末下 広幸	和泉市議会厚生文教委員会副委員長(後任)
職務代理	有里 榮陽	和泉市社会福祉協議会代表(会長)
	山下 勝信	和泉市民生児童委員協議会代表(副会長)
	小山 良信	和泉市老人クラブ連合会代表(会長)
	中林 幹夫	和泉市町会連合会代表(副会長)
	大倉 美佐子	和泉市女性ネットワーク代表(副会長)
	佐藤 英治	被保険者
	平田 園子	被保険者
	海老ヶ迫 円	被保険者
	井上 量子	被保険者

用語の解説

あ行

【インフォーマル】

非公式的などという意味で、インフォーマルサービスという場合は、個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等による支援を総称します。情緒的・精神的支援から助言や情報提供、物や金銭の提供、介護や家事援助など具体的な支援までを含みます。

【運動器】

骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称です。

【NPO】

non-profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、ボランティア活動や社会貢献活動等に代表される営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織、団体を指します。

か行

【介護給付の適正化】

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供するように促し、介護給付の適正化を図ることです。

【介護療養型医療施設】

介護保険が適用される介護療養型医療施設（要介護1以上の認定者対象）と医療保険が適用される医療療養型医療施設（要介護認定結果にかかわらず利用可能）に分けられます。なお、介護療養型を廃止する方針は平成29年度まで延長されていますが、医療ニーズを伴うよう介護高齢者が増加していることから、この廃止時期については検討されている状況です。

【看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）】

看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせたサービスで、これまで「複合型サービス」といわれてきましたが、制度改正に伴い「看護小規模多機能型居宅介護」に改められました。

【居住系サービス】

居住系サービスとは、有料老人ホーム、ケアハウス等における特定施設入居者生活介護（地域密着型サービス、介護予防を含む）や認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）をいいます。

【ケアプラン】

要支援・要介護認定を受けた人が、その人の心身の状況や家族の状態及び希望等に配慮した居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や利用日時等を決めるサービス計画のこと。一般的には、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者に所属する介護支援専門員等が作成しますが、自分でも作成することができます。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①インテーク、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程をもっています。

【ケアマネジャー】

介護支援専門員のことです。要介護者等やその家族からの相談に応じて、また、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、介護保険サービス事業者等との連絡調整を行います。

原則として保健・医療・福祉分野で合計5年以上の実務経験を有する人が、都道府県知事が行う試験に合格し、一定の実務研修を修了すれば介護支援専門員になれることとされています。また、平成18年度の介護保険の制度改正に伴い、介護支援専門員に関し、資格登録の法定化、資格の更新制の導入、義務規定の整備、秘密保持義務等の規定が整備されました。

【健康寿命】

認知症やねたきりの状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のこと。平均余命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたものをいいます。

【権利擁護】

地域生活に困難を抱えたり、適切なサービス等につながる方法が見つからなかったりして、問題を抱えたまま生活している高齢者が、地域にいて尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるように、専門的・継続的な視点からの支援を行います。特に権利擁護の視点からは、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを行います。

【高齢化率】

国連は 65 歳以上を高齢者としていますが、高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

【高齢者虐待、高齢者虐待の防止】

高齢者に対する虐待として、以下のようなものがあります。

身体的虐待	暴力的行為によって、身体に傷やアザ、痛みを与えること
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を利用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること
介護・世話の放棄	必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的精神的状態を悪化させること
性的虐待	本人が同意していない、性的な行為やその強要

また、平成 17 年 11 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 18 年 4 月に施行されました。これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員。相談者のニーズをワンストップで受け止め、課題を分析し、必要な資源につなぎます。また、年齢や障害の有無に関わらず、すべての福祉課題を抱えた地域住民を対象とし、家族支援や、いわゆる「制度の狭間」といわれるようなケースについても、地域住民や関係機関と連携・協働しながら支援を行います。さらには、個別の問題を地域の問題へと還元させることで地域の福祉力向上もめざします。

さ行

【自己実現】

一人ひとりが自己の可能性を発見して、育て、その能力を社会生活の中で生かすことなどにより、最善の自己になろうとすることをいいます。

【(サービスの)自己評価】

問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、介護保険サービスの提供者である施設及び事業者が自ら介護保険サービスの質の評価を行うことをいいます。

【セーフティネット】

困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みを意味します。

【生活機能】

日常生活動作（ADL）のことで、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなど、日常生活を送るために必要な基本動作すべてを指します。高齢者の身体活動能力や障害の程度をはかるための重要な指標となっています。

【生活習慣病】

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）を指しています。生活習慣病対策については、若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取り組みの一次予防を重視したものになっています。

た行

【(サービスの)第三者評価】

介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

【地域ケア】

地域で暮らす高齢者など援助を必要としている人々に対して、安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護等の関係機関や民生委員、住民組織などが密接に連携し、地域全体で見守り、支援していくことです。

【地域支援事業】

平成 18 年に創設された事業で、高齢者が要介護状態等になることを予防し、たとえ要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業をいいます。

【地域福祉】

すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域住民が主体となって、自治会などの地縁団体や、NPOや行政等と協働しすすめる地域づくりの考え方のことをいいます。

【地域密着型サービス】

平成 18 年度の介護保険の制度改正に伴い、住み慣れた地域で生活を送れるように、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスが創設されました。

【超高齢社会】

高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいいますが、国連では総人口に占める高齢者人口の割合が 7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としました。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスをいいます。

は行

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がい者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【プロセス】

手順、過程の意味。

【ポピュレーションアプローチ】

集団全体にはたらきかけを行うことを通じて、その集団全体における危険因子のレベルを低下させる組織的な取り組みのこと。

ま行

【メタボリックシンドローム】

内臓に脂肪が蓄積する肥満（内臓脂肪型肥満）を持ち、さらに高血圧、脂質異常、高血糖のうち、2つ以上の項目が該当している状態を言い、一つひとつが軽症でも、重複すれば動脈硬化の危険が急速に高まります。

や行

【ユニット】

生活する側の視点からみた規模単位の設定がユニットで、特別養護老人ホームや老人保健施設などで、入居者をひとまとめにしてケアをするのではなく、少人数に分けてケアをしようとする取り組みがユニットケアとといいます。個室を原則としており、10名程度の居室とこれらの人々が利用する共有スペースの集合体のことをいい、ケアはこのユニットを単位に展開されます。

和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成 27 年 3 月

発行 和泉市

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

TEL 0725-41-1551 (代表)

編集 和泉市 生きがい健康部 高齢介護室

この冊子は企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。(300部作成、作成費用7,992円)